

別記様式

会議結果報告書

令和5年12月18日

会議の名称	志木第二中学校区義務教育学校開校準備委員会（第7回）
開催日時	令和5年10月25日（水）午後3時～午後4時45分
開催場所	志木市役所2階 中会議室2-1、2-2
出席委員	柚木委員長、船平副委員長、松本委員、青木委員、磯委員、 小暮委員、富増委員、工藤委員、三杉委員 (計9人)
欠席委員	臼田委員 (計1人)
説明員職氏名	原田学校教育課参与 (計1人)
議題	●校章の作成方針について ●校歌の作成方針について
結果	別紙、審議内容の記録のとおり
事務局職員	今野教育政策部長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、 成田教育政策部参事兼教育総務課長、安原小中一貫教育学び プロジェクトコーディネーター、川瀬学校教育課指導主事、 三好学校教育課指導主事、原田学校教育課参与、 亀和田学校教育課主査

審議内容の記録（審議経過、結論等）

会議の開始前に会議の公開及び傍聴者の有無について確認を行った。

→傍聴希望者あり 5名

1 開会

●義務教育学校の校名案について

前回の開校準備委員会において選定いただいた義務教育学校の校名案「志木市立志木の森学園義務教育学校」について、9月28日開催の志木市教育委員会定例会議で報告した旨を説明。

義務教育学校の校名は、子供たちにとってわかりやすく、親しみやすく、かつ、平明さが求められるものではないかという教育委員からの意見があり、「志木市立志木の森学園義務教育学校」ではなく「志木市立志木の森学園」とすることが相応しいと総合的に判断させていただいた。

2 議題

●校章の作成方針について

●校歌の作成方針について

【2議題を一括説明】

県内外で直近に開校した（又は予定の）小・中学校などの校章及び校歌の作成方法を例として提示し、説明。

・校章の作成方法

募集の方法：公募（市内・市内外）、特定者から募集（児童・教職員）、近隣の美術系大学による提案、デザイン会社による提案など

選定の方法：投票（開校準備委員会・児童生徒など）

・校歌の作成方法

児童生徒等から募集したキーワードを提供し、音楽プロダクションに依頼、著名な音楽家や歌手に直接依頼など

【以下、質疑応答】

（委員）

説明いただいた中で義務教育学校の事例はあるのか。

(事務局)

日高市の武蔵台小中学校、県外では三重県桑名市の多度学園が義務教育学校である。

(委員)

デザイナー等に依頼する場合は費用が発生すると思うが、例えば公募とする際は、賞金等はあるのか。

(事務局)

校名募集の際も賞金・賞品の設定をしていなかった。募集の要件は同様にした方が良いと事務局としては考えている。なお、校名募集にあたっては、志木第二中学校区の児童生徒が学校を通じて応募できるようにしたところであり、その点は校章募集の際も同様にした方が良いと考えている。

(委員)

賞金・賞品があることで、意欲的に応募してくる人が増えるのではないかと思った。また、同様に校歌についても、賞金は考えていないということで良いか。

(事務局)

校歌は、作詞・作曲の専門性が高く、広く募集しても応募を募ることは難しいと考えている。事務局としては、校歌に入れたい言葉やフレーズを児童生徒から募集し、開校準備委員会で精査・選定のうえ、校歌作成者にフレーズ等を活用しながら校歌作成を依頼することを考えている。

(委員長)

事務局としては校名と同様、賞金・賞品を設定するという事は考えていないということであるが、校章作成におけるデザイン性や専門性などを加味し、賞金・賞品を設定することについて意見はあるか。

(委員)

事務局から説明いただいた事例の中で、校章はデザイナーによる修正や美術系大学、デザイン会社による提案、校歌はピアニストやバイオリン講師、著名歌手による作詞・作曲などの事例がある。こういった方々に依頼する場合は、費用が

発生すると思うが、今後予算化を考えているということか。

(事務局)

開校準備委員会で意見等をいただく中で、予算措置が必要なものに関しては予算を要求していく。例えば、手書きで応募された校章については、デザイン会社による補正等が必要になってくる。また、校歌についても、歌手や音楽プロダクションに依頼することとした場合、費用が必要となるため、予算要求していくことになる。

(委員)

志木第二中学校の校歌を作曲した中田喜直氏も日本を代表する作曲家である。作詞・作曲を依頼する場合でも、相応の方に依頼することが望ましいと思う。

(委員)

A I を活用して開校準備委員会で作成するという三重県桑名市の多度学園の事例があるが、詳細がわかれば教えてほしい。

(事務局)

桑名市はA I 研究を行う理化学研究所と連携し、市と理化学研究所が共同でA I を活用した校歌を作成することとなった。児童生徒、保護者から募集するフレーズを使用し、A I による令和8年度開校の義務教育学校の校歌を作詞・作曲する。理化学研究所の全面的な協力があって開校準備委員会でこういった方法による校歌の作成ができるものである。

(委員長)

改めて、校章について意見等はあるか。

(委員)

校章については、児童であっても大人であっても興味のある人は参加すると思うので、募集方法は公募が良いと思う。対象は市内中心で良いのではないか。

(委員)

志木第二小学校の校章は公募であったと記憶している。公募にすることによっ

て、この地域への思いや知見のある方から応募が期待できるのではないかと思います。また、応募された校章のデザインについて、最終的にデザイン会社によるデザイン補正等を行うことは良いと考える。

(委員)

現在の志木第二中学校区3校の校章は類似している点があると思うが、組み合わせで作成することはどうか。

(委員)

募集の範囲について、市内在住、在学、在勤のほか、市に愛着のある方が対象に含まれている事例がある。現在は本市には在住していないけれども、生まれ育った場所が志木市であるなど、市に思いのある方が必ずしも志木市に住んでいるということではないので、市に愛着のある方は含めてよいと思う。

(委員長)

事務局としての提案はあるか。

(事務局)

事務局としては、校名と同様に公募した方が良いと考えているところである。また、校名募集の時は、市内在住、在勤、在学としたところであり、志木第二中学校区の児童生徒は応募しやすいよう学校を通じて応募用紙を配布し、応募も学校を通じて行うことができるようにしたことから、公募する方法は、校名と同様とする考えを事務局としては持っている。

(委員)

校名と募集の対象を同様にしなければならない理由はよくわからない。市に思いがある方であれば、志木市に在住していなくても応募すると思う。思いがなければ最初から応募してこないと思うので、思いがあるのに応募ができないという条件にはしなくていいのではと思う。

(委員)

校名と異なり校章や校歌は、専門性が必要とされると思う。例えば、デザイナーなどの専門的な仕事に就いている志木市出身者もいるかもしれない。また、志

木第二中学校区出身者には音楽関係の仕事をされている方もいると聞いている。過去に志木市に在住していた方の中で、今でも市に愛着を持っている場合は、応募してくる可能性もあると考えたときに、募集の範囲は広くして良いと考える。

(委員長)

校章について、公募の意見が出されたが、他に意見等はあるか。

(委員)

校名選定の際の反省点を考慮すると、校名は応募された案に対して修正等を行わないこととしていたが、校章の場合、応募者によって応募された校章のデザインの完成度に幅があると思う。また、何をもって校章を完成とするのか、私自身イメージが持っていない。データとして作成ができた時点なのか、何かに印刷された時点なのかなど、校章の完成に定義はあるのか。

(事務局)

一般的に、校章のデザインを募集する際には校名と異なり、応募者の了解を得ずに補正・修正することがあるということを条件とする。手書きで応募された校章のデザインは、そのまま校章として使用できないので、デザイン会社で補正等する必要があり、その際に応募された校章のデザインを若干変更する可能性はある。また、校名募集と同様に、校章に込められた思いを記入してもらい、校章のデザインとその思いに対して開校準備委員会で選定していただくことを考えている。なお、校章及び校歌は、学校の設置要件ではなく、法的な根拠はないものとなる。

(委員)

開校準備委員会で応募された校章のデザインを選定する際には、応募された校章のデザインをコピーやスキャンした資料として目を通し、選定することとなる。その場合、応募された校章のデザインの作成方法（手書き、デジタルデータ）によってクオリティに大きな差が生じてしまうのではないか。例えば、デザイナーから募集したりする場合であれば、一定のクオリティは担保されたうえで選定することができると思うが、一般に広く応募する場合、自分がどう選定していけばよいかイメージが湧かない。

(事務局)

専門的技術のある方が作成したものと仮に児童が手書きで作成したものについては、クオリティの差が生じてしまう。例であるが、応募された校章のデザインの中から、開校準備委員会で候補を10個選定し、デザイン会社に補正・修正を依頼する。ある程度クオリティを揃えたうえで、最終的な校章のデザインを投票により選定する方法などもある。

(委員)

今の事務局の話だと、複数の校章のデザインをデザイン会社で補正・修正することとなるので、選定の段階で予算が生じるということも想定する必要がある。また、校章は最終的に1つに決める必要があるため、捨て案が生じることを前提に複数の校章のデザイン補正・修正を依頼することは、なかなか難しいのではないかな。

(委員)

校章ではないが、ポスターを作成したことがあり、現在、志木第二中学校区の3校に掲示している。自分で原案を作成し、デザイン会社に作成を依頼したものであるが、デザイナーに依頼した際、1つの原案から印象の異なるポスター案を複数パターン作成してくれた。今回、デザイン会社に補正・修正を依頼した場合、1つの校章のデザインに対して複数の案が提示されることもあるので、選定際には、応募された校章のデザインの出来栄ではなく、アイデアの良さで選定を進めて行けばよいと思う。

(委員)

今の話を踏まえると、最初から志木第二中学校区の3校の校章を参考に複数パターンの校章のデザインを作成・選定していくことでスムーズに決定できるのではないかな。

(委員)

確かに決定は早いかもしれないが、限られた人で決めていく方向性となる。公募してその中から選定していくというプロセスと大きく異なってしまうことになる。

(事務局)

デザイン会社に校章のデザイン作成を依頼するという方法も当然あり、時間の短縮やクオリティが担保され、校章のデザイン補正等の必要がなくなる。しかし、校章の作成過程において、市民等の参加ができない方法となってしまうことから、多くの自治体では、公募により校章のデザインを募集している。なお、選定方法については、開校準備委員会で決めているところもあれば、児童生徒の投票で決めているところもあり、様々である。また、近隣に芸術系の大学が所在するなど何らかの縁がある地域では、公募によらない方法を選択しているところもある。

(委員)

校名の選定に時間を要したということもあり、重点を置く部分を時間にするのか、プロセスにするのかというところで、一応確認の意味で質問したところである。

(委員長)

校章のデザイン募集については、公募することが適当ではないかという意見を委員の皆さまよりいただいたところであるが、その対象の範囲、市内在住、在勤、在学だけでなく、市に愛着のある方という話もあったがどうか。

(委員)

校名を募集した際は、市ホームページへの掲載、志木第二中学校区の児童生徒への周知以外に方法はあったか。

(事務局)

校名募集の際は、市ホームページ及び広報しきへの掲載、志木第二中学校区の児童生徒への周知を行ったところである。

(委員)

市ホームページ及び広報しきへの掲載が主な周知方法となってしまうのであれば、募集の範囲は広くしてよいと思う。

(委員長)

市内在住、在勤、在学に限定しないことで、遠方の方でもホームページで校章募集の記事を見たら応募してくれるかもしれない。

(委員)

範囲を市内に限定しないということを考えると、志木市と関わりがない人から応募が来ても受け入れることになると思う。対象を広くすることによって、海外など素性のわからない人からの応募の可能性もあるが問題ないのか。

(委員)

以前に、志木第二小学校校章の作成経緯や思いを確認したとき、地域のことをよく知っている人であるとわかった。今回の校章のデザイン募集も、当然、校章や学校に対する思いも含めて応募していただくことになる。

応募者がこの地域のことをよく知らない場合は応募できないと思うし、委員である私たちが選定する時の基準が校章のデザインとその思いである。

(委員)

賞金等を出すとそれを目当てに応募する人もいると思うが、現時点では、賞金・賞品は設ける方向ではないと思う。

(委員長)

公募により広く募集することとし、市に何らかの思いがある市外の方も対象とする。なお、応募されたデザインをそのまま使用するのではなく、一部修正等を加えることができるようにする。

(事務局)

校名の募集要項とは異なり、校章の募集要項は応募条件の中に応募者の了解を得ずに補正・修正する場合があることを条件とすることを考えている。

(委員)

先ほどの話では、1つのデザインに対してデザイン会社によるデザイン補正・修正が入ることにより、10パターンくらいのデザインが作成されるとのことであった。選定の方法として、応募された校章のデザインを複数に絞り込み、デザイン会社によって修正されたデザインを再度選考するというのか。または、応募された校章のデザインを1つ選定し、デザイン会社によるデザイン修正で複数提案のあったデザインを再度選考するというのか。

(事務局)

事務局が考えているデザイン会社への依頼内容は、補正・修正して、使用できる形に整えてもらうことであり、委員が言われたような複数のデザインをデザイン会社から提案してもらうことは考えていない。

(委員)

小学校低学年から提案される校章のデザインも良いものはたくさんあると思う。開校準備委員会では、応募された校章のデザインと思いを中心に選定を進め、最終的に選定された校章のデザインをより良くするために補正・修正を行えばよいのではないかと。

(委員長)

1つの校章のデザインに対して、デザイン会社から複数案を作成してもらうのではなく、デザイン修正したもの1つ作成してもらうという考えで良いか。

(事務局)

委員からあった提案は、デザイン会社に校章のイメージを伝えて、デザイン会社から複数のデザインを提案してもらう方法と同様になる。この方法であれば思いや意味だけを募集すれば良いということになってしまう。校章のデザインを公募する方向性であるので、デザイン会社には、込められた思いを活かしながら選定した校章のデザインを洗練してもらうというデザイン補正を依頼することを考えている。

(委員)

先ほどの話は、あくまでも絵の上手い下手ではなくアイデアと込められた思いを重視して選定していくことを前提とするという意味であった。ただ、自身の経験はポスターであったが、デザイナーに依頼した際に、複数提案があったことから、校章についても同様のことがあり得るのではないかと思ったところである。

(委員)

以前にゆるキャラを子供たちに描いてもらい、それを加工したことがあるが複数パターンにはならなかった。

(委員)

ゆるキャラはゆるさが良いので、デザイナーの手直しが入ると元の良さがなくなったりするので、そういった意味では校章とは異なると思う。校章は文字が入る場合もあるので、レタリングしたうえで飾りをつけていくなどの点も考えながら選定していくことが必要となるのではないかな。

(委員)

募集する際は思いを記入してもらうほか、何かデザインに対して条件を付けることは具体的に考えているか。

(事務局)

応募用紙を用意して校章のデザインと思いを記入してもらう。募集要項の中で「カラー・単色は問わないが、カラーで作成した場合は単色にしてもイメージを損なわないデザインにすること、また、グラデーションやぼかしによる表現としないこと」を条件とすることを考えている。

(委員)

現在の志木第二中学校区の3校の校章もかなり細い線が使われたりしている。
応募されたデザインの完成度によって、デザイン補正を依頼したときに複数案が出てくるというというのはそういったことによると思う。

(委員)

応募された校章のデザインには、例えば、線の太さなどは明確に指定されるものではないと思うので、デザイン会社に依頼した際に複数パターンのデザインが提案される可能性もあると思う。

(委員)

応募された校章のデザインから複数パターンのデザインが提案されると、その校章のデザインにはオリジナリティがないのではないかな。

(委員)

応募された校章のデザインから複数パターンのデザインが提案される可能性がある場合、開校準備委員会の委員として、選定時にどうすれば良いかを考えたい。

(委員)

選定の手順が増える可能性がある。応募された校章のデザインの中から開校準備委員会で1つを選定し、デザイン会社にデザイン補正を依頼する。デザイン会社から複数パターンのデザインが提案される場合、その複数案から再度選定する必要がある。

(委員)

開校準備委員会では応募された校章のデザインから1つを選定する必要がある。そうでないと、デザイン会社にデザイン補正を依頼した際に、例えば、10個のデザインを選定したら、デザイン会社によって10×3パターンのデザインが提案されることになる。

(事務局)

繰り返しになるが、例えば、開校準備委員会でまず10個のデザインを選定した場合、デザイン会社にはデザイン補正をしてもらうだけであるので、複数のデザインが提案されることは考えていない。

(委員)

今までの意見をまとめたい。公募により校章のデザインを募集し、募集の範囲は市内在住、在勤、在学及び市に愛着のある方とする。広報の方法としては、校名の時と同様に広報紙及び市ホームページ、メール配信システムを活用する。デザインは修正する必要があることを記載する。なお、思いの記入をしていただくが、文字数制限は設けることにするのか。

(事務局)

校名募集の時も文字数の制限はしていないので、同様とすることを考えている。条件として、思いは文章として記載してもらうことにしていた。

(委員)

応募された校章のデザインの中から開校準備委員会で選定することになると思うが、基本的には、1つに選定すればよいということで良いか。

(事務局)

先ほど委員からの意見で、応募された校章のデザインは、完成度に違いが生じる可能性があり、1つを選定するのはなかなか難しいという意見もあったことから、1つの方法として、応募された校章のデザインから10個程度に選定したうえで、デザイン会社にデザイン補正をしていただき、クオリティを同等にしたものを最終選定していただくという方法もあると事務局から提示させていただきました。

(委員)

開校準備委員会で1つのデザインを選定し、デザイン会社にデザイン補正してもらう方法はあるのか。

(事務局)

その方法も問題ない。

(委員長)

事務局の考えも選定方法の1つとしてあるが、委員の皆さんから意見があった開校準備委員会で1つを選定してデザイン会社にデザイン補正をする方法もある。必ずしも1つに絞らず、校章のデザイン2つを選定し、デザイン補正のうえ、最終的に選定することもできるのではないか。

(委員)

先ほどのポスター作成時の話だと、1つのデザインから10個程度のパターンがデザイン会社から提案されるということを考えると、2つのデザインから20個程度提案されるため、再度選定しなければならない。

(委員)

デザインの仕事をやったことのある立場からすると、発注どおりにデザインするので複数パターンは出てこないと思う。発注する際に、3つと言われたら3パターン提出するし、1つと言われたら1つの成果物を提出する。

(委員)

成果物が1つであるのであれば、10個のデザイン案を選定しても、デザイン

補正後も10個のデザインとなる。

(委員)

10個は多いのではないか。個数が多いと選定する際に意見が分かれる可能性が高いので、まずは3個程度に選定することはどうか。

(事務局)

他自治体の事例であるが、応募された校章のデザインを洗練させることがデザイン補正であり、元のデザインを発展させるものではない。デザイン会社との契約の話になるが、複数パターン提案するよう依頼すればそうなるし、補正のみ依頼すれば洗練されたもの1つが提出されると考えている。

(委員)

デザイン会社はもう決めているのか。

(事務局)

校章の作成方針がまだ決まっていないので、デザイン会社も決まっていない。これも例えであるが、作成方法の一例として、志木第二中学校区の美術部に依頼するという方法もある。ただし、関与する人が限られてしまうということもあり、公募という方法で今回話し合われている。

(委員長)

選定した校章のデザインについては、修正を加えることは可能であるのか。デザイン会社に補正・修正を依頼した際により良いデザインの工夫を行った方が良いこともあるかもしれない。校名とは異なるので、修正を加えた方が良いのではないか。

(事務局)

公募する際の条件として、補正・修正を応募者の了解を得ずに行う旨を明記する。

(委員長)

補正・修正はどの段階で行う予定か。

(事務局)

これは選定の方法になるが、1つの考えとして、応募された校章のデザインから1つを選定し、デザイン会社に補正を依頼する。他の考え方として、委員から、専門的技術を持った方が作成したデザインと子供が作成したデザインでは作品に差が生じ、比較や選定が難しいという意見があったことから、複数のデザインを選定し、デザイン会社による補正を依頼したうえで、最終選定を行うという方法もあるのではないかと事務局から提案させていただいたところである。

(委員)

選定を進める過程において、校章として様々な場面で使用する時に見栄えが良いもの、使用しやすいものを選定していくのではないかと。そうすると必然的に完成度の高いデザインを選定していくことになる。子供からの応募で完成度の低いものは不利ではないかという考えもあるが、アイデアだけで採用し、デザイン修正等を行った結果、印象が変わるようであれば、その子供の作品ではなくなるのではないかと。

(委員)

校章のデザイン作成には、発達段階や絵を描くことの得意不得意が関係してくる。募集した際は、デザイン作成の得意な人、この地域の学校卒業者で専門的にデザイン活動を行っている人などからの応募もあると思う。そういった中でも、絵を描くことがすごく上手な子供もいると思うし、そういった子であれば決して不利ということにはならないと思う。

(委員長)

選定の過程で、まずは10個程度に選定するというのは少し多いのではないかと意見があったがどうか。

(委員)

デザイン会社にデザイン補正を依頼する際の個数によって発注費用が変わってくると思う。いくつが最適であるのかは現段階では決めるのは難しいのではないかと。

(事務局)

○個以内など、大まかに範囲を決めて選定を進めていくということ是可以する。選定は公募した後の流れとなるため、いくつ選んでデザイン会社に依頼するというのはこの段階では明確にしなくてもよいと考えている。

(委員長)

2個残すということは選定の方法としてなじまないのでは、2個より多い数、5個以内としてまずは選定し、デザイン会社にデザイン補正をしてもらい、その中から最終候補を選定することはどうか。

(委員)

契約の段階でデザインの校正回数などは決めてしまうと思うが、一度デザイン会社にデザイン修正を依頼したら、再校正は行えないということになるのか。デザイン会社によるデザイン修正で洗練された後に気づく点もあると思う。

(事務局)

再校正が必要な場合であれば対応することになると思う。
契約内容については、事務局で検討する。

(委員)

再校正をかけられるということか。

(事務局)

現時点では予算措置もない状況で仮の話となってしまうが、デザイン会社によるデザイン補正後、さらに修正する必要があるという判断になれば、修正する方向で考える。

(委員長)

応募された校章のデザインについて、まずは5つ以内に選定し、デザイン会社によるデザイン補正を依頼する。その後、最終的に1つに選定するが、その過程で再校正を行う可能性もある。次回の開校準備委員会で本日の内容を整理したものを提示してほしい。

(事務局)

今回は、本日の意見を踏まえて募集要項、応募用紙の案を作成し、提示することを予定していた。ただ、本日の議論で開校準備委員会、事務局で行うことが混在してしまっているため、一度その部分の整理もしたうえで資料を提示したい。

(委員長)

次に校歌について意見をお願いしたい。

(委員)

校歌の予算についてはどの程度を考えているのか。

(事務局)

他自治体の事例を紹介させていただいたが、近年では職業作曲家に校歌の作成を依頼する事例は少なく、音楽プロダクションに依頼することが多い。音楽プロダクションへ依頼する際には、校歌に入れたい言葉やフレーズを募集し、それを提供して作詞・作曲を依頼することが多い。また、著名歌手に作詞・作曲を依頼した場合としては、その歌手と交流のある関係者がいたことから協力を得られた事例である。なお、近隣の和光市では、新設校建設時に子供たちから言葉を募集し、音楽プロダクションに作詞・作曲を委託している。音楽プロダクションに委託した際も現地視察や現場教職員からヒアリング等を行ったうえで校歌を作成していくのが一般的であると考えている。

(委員)

音楽プロダクションに所属する方が作詞・作曲することになるのか。

(事務局)

プロダクションに委託する場合は、音楽プロダクションに所属する作詞家、作曲家が作成していくことになる。加えて、日本音楽著作権協会との関係もあり、その点も踏まえて音楽プロダクションに依頼することも必要になる。また、今回は義務教育学校の校歌を作成することになるので、1年生から9年生まで歌える校歌を作成してもらうことを条件としなければならないこと、細かいところでは、音楽の学習指導要領からは二部合唱、三部合唱が可能となる校歌とする必要性も出てくる。

(委員)

音楽プロダクションに委託する場合、校歌を作成してもらう作詞家、作曲家の情報をいただくことはできるのか。

(事務局)

音楽プロダクションに所属している作詞家、作曲家は著名な方ということではないと思うが、これまでの作詞・作曲の履歴等は提供してもらうことは可能であると考えている。

(委員)

新設校に勤務したことがあり、その時は学校開校後に校歌を作成した。合唱曲で有名な先生に依頼したが、その際も実際に来校されて学校の雰囲気の確認やヒアリングを行ったうえで、二部合唱も可能な単声曲を作成してもらった。音楽プロダクションに委託する場合、所属する作詞家、作曲家が実際に学校に足を運び学校の雰囲気などを確認したうえで作成されるという理解で良いのか。

(事務局)

校歌の作成方法は音楽プロダクションによって異なると思うが、委託の仕様によって可能になると考えており、事務局としても学校・地域の情報収集の必要性は感じている。他にも、川島町が依頼したような小・中・高等学校でライブ活動を行っているシンガーソングライターに直接依頼するという事例もあるので、開校準備委員会で検討していただけたらと思う。

(委員長)

校歌については、校歌そのものを公募するという事は難しいと思う。他自治体の事例として、募集した言葉やフレーズを参考に校歌を作成しているとのことだが、意見等はあるか。

(委員)

例えば、知り合いの中で校歌を作成できる音楽家がいた場合に、予算等の調整は発生することになるが、まずは情報収集してみるということはないか。

(事務局)

他自治体では、その学校区に在住する音楽家やその地域にゆかりのある著名な

歌手に依頼している事例もあり、そういった方に依頼することも1つの方法であると思う。ただし、誰もが納得できる方であればよいが、そうでない意見が出てきてしまうことも考えられるので、そういった点に注意しながら、開校準備委員会の委員の皆さんで調べていただけるとありがたい。

(委員)

全国的に有名な歌手は非常に作成料も高くなると思うが、教育関係ではそれなりに有名な合唱編曲者が多くいると思うので、調べてみる価値はあるのではないか。そういった方は、二部合唱や三部合唱も良いものを作成してくれる。

(事務局)

本日この場で校歌の作成方針を決定するのではなく、委員から提案のあったような方がいるのか調べていただきたい。事務局では、音楽プロダクションの校歌作成の実績や方法について調べる。

(委員長)

改めての確認となるが、校章については、市内在住、在勤、在学及び市に愛着のある方を対象に公募する方向とし、校歌については、本日方向性を決めるのではなく、再度調整・検討することとする。

以上